

六ヶ所ウラン濃縮工場  
核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

1. 追加安全対策の反映

新規制基準への適合を図るために追加で講じる安全対策を反映。

(1) 火災等による損傷の防止

ウラン濃縮工場内の火災源に対して「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月)」を参考に火災による影響評価を実施し、新たな火災感知器の設置や遠隔操作できる消火設備の設置等、必要な追加対策の実施。

(2) 地震による損傷の防止

極めて稀に起こりうる大地震に対し、機器類の過度の変形・損傷を防止することにより、大きな事故の誘因とならない設計とし、 $UF_6$ を内包する機器・配管類の耐震補強や配管類の漏えい防止対策等、必要な追加対策の実施。

(3) 外部からの衝撃による損傷の防止

国内外の基準や文献等を参考に自然現象および外部人為事象を網羅的に抽出、ウラン濃縮工場の立地地点において考慮すべき事象を選定し、扉開口部を鋼製材により補強する等の竜巻対策や、外部で発生した火災が敷地内に延焼するのを防止するための防火帯を設置等、必要な追加対策の実施。

(4) 溢水による損傷の防止

溢水源を有する管理区域内の各室の機器(電気・計装盤等)について、没水・被水の可能性を評価した上で、短絡による火災発生の可能性がある箇所に対し、防護板の設置や水系の供給系統にポンプ停止機能および遮断弁を設置等、必要な追加対策の実施。

(5) 重大事故等の拡大防止

ウラン濃縮工場の大規模な損壊に伴う $UO_2F_2$ およびHF(漏えいした $UF_6$ と大気中の水分との反応により生成)の飛散抑制のため、散水に用いる消防車の配備等、必要な追加対策の実施。

2. その他

加工施設の位置、構造および設備ならびに加工の方法や、安全上重要な施設の有無についての評価、設計基準事故の評価等の記載を充実化。

以上